

第2期(平成23年度～平成26年度)介護給付適正化計画について

介護給付の適正化については、各都道府県において「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度から都道府県と保険者が一体となり、その推進に取り組んでいただいているところである。

平成22年度には、これまでの実施状況等を把握し、平成23年度以降の計画、事業内容等を定めるにあたり、「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」を実施した。その検証結果を踏まえ、「第2期介護給付適正化計画に関する指針」(平成23年3月31日付・厚生労働省老健局介護保険計画課長通知)をお示し、各都道府県においてはより一層の事業の推進についてご協力をお願いしているところである。

「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」のポイント

- 主要5事業の実施率は着実に上昇。点検割合、点検月数については事業により増減あり。
- 「ケアプランの点検」については、直接的効果が見えにくい部分はあるが、質的向上の観点も含め、事業の意義を評価する意見が多数。
- 「縦覧点検・医療情報との突合」については、金額的効果が見えると評価されている事業。
- 「介護給付費通知」については、サービス事業所への牽制効果、費用負担の意識向上等から重要視する保険者が多数。
- 独自の適正化マニュアルを作成するなど、都道府県においては様々な工夫を凝らし保険者支援等に取り組んでいる。
- 引き続き、主要5事業を重点的に実施し、事業の質を高めることが望ましい。金額的効果が明確な事業に重点化すべき。
- 国保連との連携を強化し、「縦覧点検・医療情報との突合」を促進すべき、との意見あり。

「第2期介護給付適正化計画に関する指針」のポイント

- 具体的な目標の策定に当たっては、都道府県、保険者の状況を踏まえて、一律にということではなく、効果的と思われる取組を優先するなど現実的な目標を設定。
- 主要5事業全ての事業を均等に拡充して実施することが難しい場合には、費用対効果が最も見込まれる「縦覧点検」、「医療情報との突合」を優先的に実施。〔実施率(21年度)・・・縦覧点検68.3%、医療情報との突合 62.4%〕
- 確実に成果が見込まれる事業を中心に、点検の実施率、月数、回数等を増やすべく、より工夫を凝らした内容を検討。〔点検(突合)月数(21年度)・・・縦覧点検 9.6月、医療情報との突合 8.7月〕
- 主要5事業に加え、適正化システムを利用した「給付実績の活用」について、費用対効果も期待できるため実施を促進。
- 国保連合会と積極的な連携を図り、国保連合会への委託による効果的事業の推進、適正化システムの活用にかかる研修会等の開催等をより進める。

(案)

老発第 第 号
平成23年 月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

平成23年度介護給付適正・適切化推進特別事業の実施について

標記については、今般、次の2実施要綱を定め、平成23年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県においては、本事業の実施に努められるよう特段の御配慮をお願いしたい。

1. 介護給付適正化推進特別事業

介護給付の適正化については、不断の取組が重要であり、引き続き着実に実施していくことが必須であることから、「第2期(平成23年度～平成26年度)介護給付適正化計画」に関する指針(平成23年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画課通知)により、平成23年度以降もより一層の推進をお願いしているところである。

このため、より効果的・効率的な適正化事業の支援を行う「平成23年度介護給付適正化推進特別事業実施要綱」(別紙1)を定め、実施する。

2. 離島等サービス確保対策事業

(省略)

平成23年度介護給付適正化推進特別事業実施要綱

1 目的

介護給付の適正化・適切化については、各都道府県において「介護給付適正化計画」を策定し、平成20年度から都道府県と保険者が一体となり、その推進に取り組んでいただき、事業の実施率も着実に上昇してきたところである。

しかしながら、今後も介護給付費の増大が見込まれる中で、介護給付の適正化・適切化は不断の取組が重要であることから、平成22年度に実施した「介護給付適正化計画検証・見直し等事業」に基づく実施状況等を踏まえ、平成23年度から平成26年度までを「第2期介護給付適正化計画」期間とし、都道府県において当該計画を策定いただき、引き続き着実な事業の実施を推進することとしている。

このため、各都道府県においては、保険者における適正化事業実施に向けての支援を行い、より一層の介護給付の適正化を図ることを目的とする。

2 実施主体 都道府県

3 事業内容

(1) 「縦覧点検・医療情報との突合」の推進

介護給付適正化事業の主要5事業の中でも目に見える効果が考えられる「縦覧点検・医療情報との突合」事業について、全保険者の実施に向け、また、事業実施月数の拡大等により、更なる当該事業の推進を図るための保険者支援を行う。この場合、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）へ当該事業を委託することが、より効率的・効果的と考えられることから、事業の実施に当たっては国保連への委託についても十分考慮すること。

(2) 適正化事業にかかる研修・説明会等の開催

- ① 国保連合会介護給付適正化システムを十分に活用できていない保険者の適正化事業担当者の活用の推進を目指し、システムの具体的な操作方法等にかかる研修や実地支援等を実施する。
- ② 「ケアプラン点検」について、専門的知識を有する者を講師として、点検に携わる職員に対して「ケアプラン点検支援マニュアル」の活用方

法や具体的な点検方法等に関する研修や実地支援等を実施する。

- ③ 先進的な介護給付適正化事業であり、かつ、効果の出ている取組事例を保険者に対して紹介する説明会等を開催する。

(3) その他効果的、先駆的取組の実施

地域の実情に応じて都道府県、保険者が協議し、効果的、先駆的な取組を積極的に実施する。

(4) 国保連との連携

上記事業における国保連への委託の推進については、国民健康保険中央会とも協議済みであることから、都道府県においても積極的に仲介いただくよう配慮願いたい。

4 経費の補助

この実施要綱により実施する経費については、別に通知する「介護保険事業費補助金の国庫補助について」（厚生労働事務次官通知）の別紙「介護保険事業費補助金交付要綱」により、予算の範囲内で補助するものである。